宝達志水町新型コロナウイルス感染症対策助成金交付事業（実施要領）

１．趣旨

　町内の介護事業所・障害支援事業所・居宅介護支援事業所、医療事業所等が実施する新型コロナウィルス感染症対策に要する費用を助成することにより、感染拡大防止および利用者や事業者の感染リスクの軽減、対策経費の負担の軽減を図る。

２．助成金対象者

　次のいずれも満たす事業者

　①町内に事業所等を有する国、県等の許認可事業者

　②令和４年４月１日以前より以下の業種（日本標準産業分類による。）で事業を営む法人又は個人事業主

　　病院、一般診療所、歯科診療所、療術業（その他の療術業は除く。）、老人福祉・介護事業、

　障害福祉事業、居宅介護支援事業

３．助成の対象となる経費

新型コロナウィルス感染防止対策として必要な経費であり、次に掲げるものとする。ただし、令和４年４月27日以降に購入したものから、令和５年２月28日までに完了したものを対象とし、手数料、工事費は除く。なお、他の町補助金、助成金等が支給される経費については、助成金の交付対象外とする。

　・消毒やマスク等の消耗品や衛生材料等、飛沫感染防止に要する経費

　・感染対策に必要な備品購入に要する経費

　・ＰＣＲ検査等、検査に関する必要経費

・オンライン等、ＩＣＴに関する必要経費

４．助成金上限額

　助成金上限　２００千円（助成率１０／１０）

　同一事業者が、同一の建物内で複数の事業を実施する場合も、助成金上限は２００千円とする。

　法人かつ複数の建築物でサービスを実施する場合は、助成金上限は４００千円とする。

５．事業実施期間等

　事業実施期間：令和４年4月27日（水）から令和５年２月２８日（火）まで

　申請受付期限：令和５年１月13日（金）

実績報告期限：令和５年3月15日（水）必着　＊事業終了後１４日以内

６．様式等

（1）宝達志水町新型コロナウイルス感染症対策助成金交付申請書（様式第1号）※１

（2）宝達志水町新型コロナウイルス感染症対策助成金実績報告書（様式第３号）※２

（3）宝達志水町新型コロナウイルス感染症対策助成金交付請求書（様式第５号）※３

※１　申請にあたり申請書（様式第1号）、支出予算書（別紙1）の提出が必要

※２　実績報告にあたり実績報告書（様式第３号）、支出内訳書（別紙2）・領収証等(コピー)の提出が必要。

※３　請求書（様式第５号）は実績報告書と併せて提出可能。